

## 那須塩原ブランド認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内で生産、加工製造された農林水産品及び特産品について、那須塩原市農観商工連携推進協議会（以下「協議会」という。）が独自の基準により認定を行う「那須塩原ブランド認定制度」について必要な事項を定め、那須塩原ブランドを確立し、地域産業の活性化と知名度向上を図ることを目的とする。

### (認定審査委員会の設置)

第2条 協議会は、ブランド認定を適切かつ円滑に行うため、審査機関として那須塩原ブランド認定審査委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

- 2 認定委員会は、協議会の幹事会委員の中から選任し、構成する。
- 3 認定委員会は、審査のため必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 認定委員会の事務処理は、那須塩原市商工担当課が行う。
- 5 前各号に定めるもののほか、この委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (認定基準)

第3条 那須塩原ブランドとして認定する基準は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 必須要件

- ①食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法規を遵守していること。
- ②業界での製造基準、表示基準を満たしていること。
- ③公序良俗に反するものでないこと。

#### (2) 認定基準

##### ①那須塩原らしさ

本市の風土と歴史に育まれた那須塩原市ならではの魅力あるもの

##### ②独自性

他に類を見ない独自のもの、又は類似のものに対して優位性を主張できるもの

##### ③信頼性

品質を維持・向上するための裏づけがあり、信頼性を確保できるもの

##### ④安定性

組織的に対応するなど、継続して安定的に供給できるもの

#### (3) 認定基準の運用

##### ①本市の風土と歴史に育まれた那須塩原市ならではの魅力あるもの

- ・生産、製造等に那須塩原の土壌・水・気候条件・素材等の活用がなされている
- ・歴史や経緯など地域に根ざした物語性やエピソードがある
- ・伝統的製法、技術が活用されている

- ・市民に支持されている、又は支持される見込みがある
- ②他に類を見ない独自のもの、又は類似のものに対して優位性を主張できるもの
  - ・商品特性（品質、形状、味、色など）が優れている
  - ・生産方式や販売方法、出荷時期などに工夫がある
  - ・市場取引により観光誘客の促進につながる見込みがある
  - ・関連産業への波及効果や地域雇用の促進につながる見込みがある
- ③品質を維持・向上するための裏づけがあり、信頼性を確保できるもの
  - ・品種、生産・出荷技術、等級基準等の商品規格が統一されている
  - ・生産履歴記帳、残留農薬検査など安全に関する検査体制が確立されている
  - ・環境に配慮した取り組みがなされている
  - ・事業者の責任所在が明確化されている
  - ・苦情、要望等に対応する体制が整備されている
- ④組織的に対応するなど、継続して安定的に供給できるもの
  - ・生産部会や組合等に所属している場合は、その組織で基準を設定し、その基準に則り、組織内審査を通過している
  - ・継続的かつ安定的供給に努めている

（認定の申請資格）

第4条 認定の申請を行うことができる者は、市内で農林水産品及び特産品を生産、加工製造している個人、企業、団体等で、次に掲げる基準に適合する者とする。

- (1) 那須塩原ブランド化に意欲的であり、前条第1号の必須要件を満たしていること。
- (2) 前条第2号の認定基準及び前条第3号の認定基準の運用を理解していること。

（認定の申請）

第5条 那須塩原ブランドの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、那須塩原ブランド認定申請書（様式第1号）に必要書類を添付して協議会に提出しなければならない。

- 2 申請者は申請にあたって、事実と異なった内容等の不誠実行為を行ってはならない。
- 3 那須塩原ブランドの認定申請は、年度内1回、期間を定めて募集する。

（申請内容の審査等）

第6条 協議会は、申請内容について認定基準に適合するかどうか認定委員会に審査を依頼する。

- 2 認定委員会は、申請者に対し、必要な場合は現地等での調査・確認を行うことができる。
- 3 認定委員会は、申請者に対し、審査に必要な資料の提出を求めることができる。

（審査結果の報告）

第7条 認定委員会は、審査結果を協議会に報告する。

(認定の決定)

第8条 協議会は、認定委員会からの審査結果に基づき、認定することが適当と認めるときは、認定を決定し、当該申請者に対して那須塩原ブランド認定書（様式第2号）を交付するものとする。

2 協議会は、認定しないと決定したときは、その理由を付して当該申請者に対して通知するものとする。

(認定の表示)

第9条 認定を受けた農林水産品及び特産品（以下「認定品」という。）に、那須塩原ブランドの認定マークを表示することができる。

2 認定マークの基本規格は、那須塩原ブランドマーク（別表）のとおりとする。

3 認定マークは、認定を受けた那須塩原ブランド以外に表示してはならない。

4 認定マークを使用するときは、那須塩原ブランドマーク使用届（様式第3号）をあらかじめ届け出るものとする。

5 認定マークの発注管理は、認定委員会が行うが、認定マーク使用に要する作成経費等は、「那須塩原ブランドマーク使用届」に基づき、使用者が負担する。

6 認定委員会は、認定マークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、検査を行うことができる。

(認定を受けた事業者等の責務)

第10条 認定品を生産、加工製造する事業者等（以下「認定事業者」という。）は、常に認定基準に適合するよう努めるとともに、那須塩原ブランドのイメージを損なうことのないよう誠実に対応しなければならない。

2 認定事業者は、毎年度3月末までの認定マークの使用実績等を、那須塩原ブランドマーク使用実績報告書（様式第4号）により、認定委員会に5月末日までに報告しなければならない。

(認定の有効期間)

第11条 那須塩原ブランド認定の効力は、認定書を交付した日から発生し、有効期間は交付の日から起算して3年間とする。

2 継続して再認定を希望する認定事業者は、認定期間満了2ヶ月前までに、協議会に更新申請を行うものとする。

(認定の取り消し)

第12条 協議会は、前条の規定にかかわらず、認定品が、次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 認定基準を満たさなくなったとき

(2) 虚偽の申請により認定を受けたとき

(3) 認定事業者の倒産、破産等により、当該認定品を生産できなくなったとき

(4) その他本制度の運用に重大な支障を来たす行為があったとき

2 前項の規定により認定を取り消したときは、那須塩原ブランド認定取消書（様式第5号）により当該事業者等に通知するものとする。

3 認定を取り消した日から起算して3年間は、当該処分を受けた者からの認定の申請を受け付けないものとする。

（認定内容の変更）

第13条 認定事業者は、認定された内容について、次のいずれかに該当する変更が生じたときは、遅滞なく認定申請事項変更届（様式第6号）を協議会に提出しなければならない。

（1）認定事業者等の名称及び代表者の氏名が変更されたとき

（2）認定事業者等の構成員に著しい変更が生じたとき

（3）認定基準に適合しない状況に至ったとき

（4）その他認定申請事項変更届の提出が必要と認める事由が生じたとき

2 協議会は、認定内容の変更が認定基準に著しく適合しないなど、認定の継続が適当でないと判断したときは、前条の規定を準用して認定を取り消すことができるものとする。

（損害に対する責任）

第14条 協議会は、那須塩原ブランド推進事業に関するいかなる損害に対しても、その責任を負わない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月25日より施行する。